破産手続廃止

平成２０年（フ）第２５８号
北海道釧路市鳥取大通７丁目５番８号
破産者　株式会社Ｇキャロット
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成１９年（フ）第１８２０３号
東京都小金井市桜町１丁目12―12
破産者　田口　有一
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第１８２０４号
東京都小金井市桜町１丁目12―12
破産者　田口　康予
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５３８１号
東京都千代田区岩本町２丁目７番12号　ビルックス№３－５階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区内神田３丁目２番９号
破産者　協同興産株式会社
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１４３０号
東京都港区赤坂２丁目８番11―206号
破産者　株式会社エムアイエー
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２２４５号
東京都調布市仙川町１丁目９番地61
破産者　有限会社ほうすいえん
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２３３３号
東京都渋谷区東１丁目６番７号
破産者　有限会社コムスタジオ
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２３３４号
千葉県習志野市本大久保３丁目７―23―103
破産者　田島　茂雄
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２９２６号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷５丁目３番地46
破産者　関根石材株式会社
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２９２７号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷５丁目３―46
破産者　関根　光明
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０８７号
東京都文京区水道１丁目２番10号
破産者　株式会社シーエヌシー
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３３４４号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷５丁目３―46
破産者　関根美佐子
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３３４５号
沖縄県那覇市字上間370―１―406、開始決定時の住所沖縄県那覇市字真地175―１　寿アパートＡ―２
破産者　関根　　満
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３３４６号
沖縄県那覇市字上間370―１―406、開始決定時の住所沖縄県那覇市字真地175―１　寿アパートＡ―２
破産者　関根美智子
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３５０８号
東京都千代田区九段南３丁目９番14号　九段南センタービル２階
破産者　株式会社アルファ・ドーム
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４３４４号
東京都渋谷区代々木５丁目58番６号バルトハイム201号
破産者　株式会社亀井工務店
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７６号
東京都西東京市柳沢４丁目１－３　泉寮
破産者　内村美津子
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８２号
東京都中野区大和町２丁目12―13―203
破産者　田中壽三代
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９０号
埼玉県ふじみ野市市沢３丁目１－Ｃ―307
破産者　市川　好江（旧姓中沢）
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６８号
東京都江戸川区本一色２丁目17―19
破産者　丁　　四禮
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９９号
東京都江東区森下１丁目９－７
破産者　佐藤　幸子
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３５号
東京都北区赤羽西１丁目36―６―22
破産者　仲前門正夫
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部